

京丹後市入札監視委員会(平成 28 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 28 年 7 月 26 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 20 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 3 号館 3 階 第 3 会議室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西財務部長) 2 報告事項 (1) 前回抽出工事に係る分析について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西財務部長)	
審議対象期間	平成 27 年 10 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考) 対象件数 105 件
一般競争入札	2 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	2 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、入札不調後随意契約を行う案件については入札金額をベースにした価格交渉、及び複数の業者からの見積徴取等に努めていただきたいこと。 入札の競争性を確保するための入札参加業者の拡大の推進を検討願いたいこと。 一般競争入札における抽選の状況等について分析し、最低制限価格の在り方も含めて検討願いたいこと。	

競争入札か随意契約か入札方式の判断を行う場合等に、入札制度の規定に沿った観点だけでなく、実情に即し大所高所に立った観点で考えていただきたいこと。

別紙

「2 報告事項 関係」

1 前回抽出工事に係る分析について

※ 平成 27 年度第 2 回入札監視委員会の審議案件「京丹後市立弥栄中学校普通教室等空調化工事（機械設備工事）」について、他の同種工事との比較・分析結果の説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
(特になし)	

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 峰山駅トイレ整備工事（建築主体工事）・・・一般競争入札

※ 初度の一般競争入札において不落となり、設計内容の見直しを行い、同一条件により再度入札を行った結果、地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約（不落随契）を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 初度の入札について (1) 初度の一般競争入札で不落となった原因について、どのように分析しているか。	初度の入札では、躯体工事から仕上工事まで、全体的に業者の見積り金額が市の設計より高く、特に解体工事と鉄骨に係る見積り金額の差が大きく、不落となった大きな要因であると分析しています。
○ 設計内容の見直しについて (1) 再度入札において、設計内容をどのように見直したか。	再度入札においては、既存トイレの解体工事を分離発注し別途工事にする等の変更を行いました。
○ 設計内容の見直しについて (2) 初度入札と再度入札との予定価格の差が解体工事の見積額ということか。	はい。主に解体工事が占めております。
○ 分離発注について (1) 分離発注とした解体工事は、入札により契約を締結したのか。	建築工事の工期短縮を考慮し、建築主体工事と同時期に入札を行いました機械設備工事の落札業者が解体工事の資格を有していたため、機械設備工事業者と随意契約により契約を締結しました。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 分離発注について (2)</p> <p>解体工事について、最終的に設計金額に対し請負率を乗じた金額で機械設備工事業者と随意契約したということであれば、初度の入札時から機械設備工事に解体工事を加えて契約したほうが合理的ではなかったのか。</p>	<p>本市では建築工事、電気工事、機械設備工事といった分離発注を基本としており、本案件の解体工事につきましては、あくまでも建物の解体という位置づけのなかで建築工事と一緒に発注を行いました。最終的に、初度の入札で建築工事と電気工事が不落となったことにより、建築工事の工期短縮を図るため、解体工事を分離して随意契約としたものです。</p>
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>初度入札時に予定価格と入札額に大きな差があるが、予定価格は市場価格を反映したものであったのか。</p>	<p>予定価格の算出については、物価本等資料や複数業者からの参考見積の徴取により市の採用単価を決定し、また諸経費等については国の基準を使用し算出しており、市場価格を反映したものであると考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>初度の入札で不落となった後、予定価格と入札価格の差を検証するために、入札参加業者に対しヒアリング等を行ったのか。</p>	<p>行っていません。提出された内訳書をもとに検証を行いました。</p>

2 新シルク研究開発・利用促進施設整備工事（第1工区）【機械設備工事】・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 初度の入札について (1)</p> <p>初度の一般競争入札で不調となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>空気調和設備や換気設備の撤去工事等が、設計単価より低く見積もられていたことが大きな要因であると分析しています。</p>
<p>○ 初度の入札について (2)</p> <p>入札時期をもう少し早い時期にすることはできなかったのか。</p>	<p>第1工区と第2工区を合せて発注した実施設計業務のうち、第1工区的设计終了後すぐに工事発注の準備を行いました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (2)</p> <p>初度の入札が不調等になることも考慮し、入札のスケジュールを組むことはできなかったのか。</p>	<p>本来は、第 1 工区と第 2 工区と分割せずに施設一体としてオープンする予定で実施設計業務を発注しましたが、その後養蚕工場のみ平成 28 年 4 月からのオープンの要望を受け、急遽第 1 工区と第 2 工区と分割した形での発注を行うことになったものです。</p>
<p>○ 随意契約について (1)</p> <p>契約金額が初度の入札時の入札額より高くなっているのはなぜか。</p>	<p>初度の入札時に、空気調和設備や換気設備の撤去工事等の項目に係る数量が設計書と乖離があったため、本来の金額より低い入札額となっていました。随意契約時の見積書はそれらの項目等を見直した為、初度の入札額より高くなったと、随意契約締結後に業者から伺いました。</p>
<p>○ 随意契約について (2)</p> <p>初度の入札で最低制限価格未満で入札不調となったが、随意契約の金額については、初度の入札時の入札金額か、少なくとも最低制限価格と同額で契約締結することにはならないのか。</p>	<p>入札制度に基づき入札を執行し、その結果入札が不調になりました。一旦この不調により入札自体は終了となり、その後検討した結果、新たな随意契約として発注し、改めて同じ設計書で見積徴収を行ったということであり、初度の入札から継続しているものではないという位置づけをしております。</p>
<p>○ 随意契約について (3)</p> <p>提出された見積書の金額について、交渉はしてはいけない等の法令上の制約はあるのか。</p>	<p>随意契約の場合、価格交渉的なことを禁止するような法令上の定めはないと考えますが、本市では公共発注の基本的な考え方から、市が予定価格を設定し、それに対し業者から見積り又は入札で価格を提示していただいで決定するという流れで行っております。</p>
<p>○ 随意契約について (4)</p> <p>初度の入札時の参加業者は 1 者であることがわかっているので、随意契約時の見積徴取業者が 1 者であることは、業者のほうでもわかっているということは見積額を高く算出しているということは考えられないのか。</p>	<p>随意契約時の見積徴取業者が 1 者であることは、業者には伝えていません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約について (5)</p> <p>見積徴取業者を複数者とせず、1者としたのはなぜか。</p>	<p>予定期限内に工事を完成させるために、短期間で見積書の提出が可能であると考えられ、初度の入札に参加し受注意欲のあったとみられるということ等を判断した結果、1者となりました。</p>
<p>○ 随意契約について (6)</p> <p>最低制限価格を適正な範囲の下限とするなら、今回初度の入札時に最低制限価格未満で不調となっていることから、初度の入札時の最低制限価格を随意契約時の予定価格として設定することはできないのか。</p>	<p>今現状として、本市の場合はそのような取扱いは行っておりません。</p>

3 京丹後夢球場ラバーフェンス改修工事・・・随意契約

※ 落札率が 69.85%と低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>落札率が 69.85%と低い原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>市の設計と比較し、現場管理費、諸経費が安価であったことが要因であると分析しています。</p>
<p>○ 工事の施工について (1)</p> <p>本案件の施工分（延長）を全体の一部とした理由は何か。</p>	<p>今回施工分以外の外野部分につきましては、平成 21 年に張り替えを行っており、未改修であった部分の改修を今回行いました。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>見積徴取業者を 1 者とした理由は何か。</p>	<p>今回は大会開催への支障を考慮し、工期が短期間であり、事前に複数の業者へヒアリングを行った結果、期間内で施工可能な業者が 1 者であったため、その 1 者を見積徴取業者に選定しました。</p>
<p>○ 工事の発注方式について (1)</p> <p>工事の発注については、高野連からの改修要望によるものか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 工事の発注方式について (2) 高野連からの要望時期から、入札が不可能なスケジュールであったということか。</p>	<p>平成 27 年に要望を受け、その時点では経年劣化はあったものの安全性は確保された状態でしたが、冬期の雨水の流入により、より早期の改修が必要な状態となり、平成 28 年度の大会開催に間に合わせるためには、競争入札に付することが不可能であったため、随意契約としました。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (1) 競争入札に付した場合、最低制限価格が設定される工事内容か。</p>	<p>工事費等の設計額等から判断し、最低制限価格を設定することになると思います。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (2) 競争入札で最低制限価格が設定された場合、最低制限価格は今回の随意契約額より高い金額となるのか。</p>	<p>最低制限価格は随意契約の落札額より高く設定されると想定されます。</p>

4 久美浜地区浄化槽設置工事その 10 …… 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 応札価格について (1) 本案件は 7 者が同額の応札額であるが、このように見積りが正確に合ってくるものなのか。</p>	<p>本市では契約締結後に工事に係る設計書を公開していますので、その設計書を基に積算をすれば、設計金額に近い金額を見積もることも可能です。受注するためには、最低制限価格近辺での応札の必要があるため、指名業者数が多いと必然的に同額も多くなるということだと思っています。なお、浄化槽工事は難しい工事ではないので、積算も比較的容易だと思っています。</p>
<p>○ 応札価格について (2) 7 者各者の積算内訳は同じ内容だったのか。</p>	<p>はい。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 応札価格について (3)</p> <p>工事自体が単純であるのは理解できるが、7者各者の積算内訳の内容が全て同じ内容であることは不自然ではないのか。</p>	<p>本案件は久美浜地区でこの1年間で10件目の入札・発注となっています。以前の工事については情報公開で資料、設計書等を公開しており、工事内容はほとんど一緒ですので、使用単価等も必然的に同じものとなり、同額の見積額の算出は可能だと考えます。</p>
<p>○ 抽選について (1)</p> <p>浄化槽の工事で抽選になっていない案件と抽選になった案件と比較し、何か特徴的な違いがあるのか。</p>	<p>他の案件の資料を持参していませんが、抽選にならなかった案件も参加業者の応札額はわずかの違いだったかもしれません。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (1)</p> <p>最低制限価格で応札される業者が多いということは、最低制限価格でも業者がそれなりの利益の確保ができるので最低制限価格で競争してこられると思われるが、市民の立場からすると、できるだけ低コストで良い仕事をしてもらうために最低制限価格を設定しないほうが良いのではないのか。</p>	<p>地域の建設業等が非常に厳しい状況であるなかで、適正価格での契約を推進し、ダンピングの防止、下請け業者や労働者へのしわ寄せの防止というような基本的なものに加え、地域の経済や雇用、工事の品質の確保という面から考えましても、一定の最低制限価格を設けることについては妥当だと考えています。また、最低制限価格の算定方法につきましても、本市としましては中央公契連のモデルに基づいて算出した金額を適正なものとして扱っています。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (2)</p> <p>一般競争入札を行う主旨は、競争原理を働かせてできるだけ合理的な価格で締結しようということであると思うが、他の浄化槽工事も最低制限価格で同順位の応札額といった状況であるとしたら、本来の一般競争入札の主旨とかけ離れていると思われるが、どのように考えるか。</p>	<p>競争入札ということで、もちろん競争原理の確保、競争に基づく契約を推進していくという立場は当然だと認識していますが、一方で、価格だけの競争となると、ダンピング、下請業者や労働者へのしわ寄せ等の弊害も想定されますので、競争の確保と適正な価格での公共工事の執行を考えた場合、市が執行していますこの最低制限価格を設けた競争入札というのが現状では妥当だと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (3)</p>	

意見・質問	回答等
<p>手抜き工事のリスクについては要所要所の確認を行うことで抑えることができるのではないのか。工種や設計額によっては最低制限価格を設けない工事もあるが、浄化槽工事はほとんど抽選になってしまいうのに、なぜ最低制限価格が設けられているのか。</p>	<p>浄化槽工事は、工事自体は複雑な工事ではありませんが、最終的に完成したときにほとんど地下に隠れてしまい、表面上確認できる部分が限られてくることから、地下に隠れている部分の施工の確認について発注者側としても気になる場所であり、適正な価格での施工ということから最低制限価格を設けています。</p>

5 平成 27 年度 ゾーン 30 対策工事 …… 指名競争入札

※ 最低制限価格を設定していない案件で落札率が 55.97%と低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の設定について (1) 最低制限価格を設定しない理由は何か。</p>	<p>設計金額が 500 万円未満の工事であり、工事内容が単一工種だけで、比較的簡易な施工内容であるということから、最低制限価格は設けておりません。</p>
<p>○ 応札価格について (1) 参加業者の応札額の差が大きいが、その要因についてどのように分析するか。</p>	<p>現場管理費や一般管理費、共通仮設費といった諸経費の部分で差が出ていると考えます。</p>
<p>○ 指名業者の選定について (1) 指名業者の選定理由に合致する業者はこの 7 者が全てか。</p>	<p>市の参加者名簿に登録されている業者から選定しますと、7 者が全てです。</p>
<p>○ 指名業者の選定について (2) 京都府内に本店を置く 5 業者というのは、京都府内に 5 者しかなかったのか。それとも何らかの理由でさらに選定したのか。</p>	<p>京都府内に 5 者しかないというより、京丹後市の入札に参加したいというあらかじめ申請が出ている業者が 5 者ということで、同様の工事の施工が可能な業者というのは他にも存在すると思います。</p>
<p>○ 工事の施工について (1) 品質的にも問題なく出来たのか。</p>	<p>はい。書類と現地確認を行い、適正に施工されていることを確認しています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 応札価格について (2)</p> <p>応札価格と予定価格との開きが大きいですが、その要因は材料等々の単価の差、あるいは諸経費の差であるのか。予定価格との差について何か見識があるか。</p>	<p>応札価格と予定価格について、材料単価についてはほとんど差はありませんでしたが、諸経費の部分で大きく開きがありました。</p>
<p>○ 応札価格について (3)</p> <p>ローコストで工事がしっかりできれば一番良いが、諸経費で圧縮しているということは業者の儲けを圧縮して応札していることになると思われ、ダンピング防止や労働者へのしわ寄せ防止等の最低制限価格の設定の主旨に照らし合わせたときに、きちんとそれが機能できる応札価格になっているのか。</p>	<p>入札願末書の内容で確認いただきますと、応札価格は全体的に予定価格より低い価格となっており、なかでも落札業者の応札額は特に低いものですが、不当な過当競争の状況のなかでの応札ではないというふうに考えております。</p>

6 平成 27 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事 …… 指名競争入札

※ 最低制限価格を設定していない案件で落札率が 94.64%と高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>入札を辞退した業者の辞退理由は何か。</p>	<p>各者同列の理由ではございませんが、技術者等の配置が確保できないという理由がよくあげられています。</p>
<p>○ 入札参加業者について (2)</p> <p>入札を辞退した業者の最寄りの営業所や本社はどこにあるのか。</p>	<p>営業所等の所在地については、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、わかりません。</p>
<p>○ 入札参加業者について (3)</p> <p>京丹後市は遠隔地だから技術者の配置が難しいのか。それともこの業界が忙しいのか。</p>	<p>今回の指名業者をはじめ、全国的に営業活動をしている業者は、地方部であっても通常業務の範囲として活動されている例は珍しくないと思います。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 入札参加業者について (4)</p> <p>本施設の整備工事は毎回同一の業者が落札されており、辞退者が毎回出ているように思われるが、実質的な意味での競争状態を確保するために、今回の指名業者 5 者以外に指名業者を拡大するなど、市として何か努力する余地はないのか。</p>	<p>通常は京丹後市が行う競争入札に参加希望を出されている業者の範囲内で指名をさせていただきます。</p> <p>入札参加者数を増やす手段としては、一般競争入札も考えられますが、本工事は単に建造物を造るという工事ではなく、施工後の施設の稼働のために性能を維持することが大前提にありますので、京丹後市に指名願いが出されており、ある一定の基準を満たす業者による指名競争入札が望ましいと考えています。また、技術者の確保については会社の事情だと思われませんが、プラント施工をしていない業者は、施設の運転状況などを基にした厳密な応札額の算出が難しいのではないかと推測されます。</p>
<p>○ 契約方式について (1)</p> <p>他の自治体で同様の事業で工夫されている事例があれば教えてください。</p>	<p>他の自治体の例として、施工のときに稼働年数期間分の維持管理とメンテナンス工事も含めて委託する包括管理委託というケースがあります。</p>
<p>○ 契約方式について (2)</p> <p>包括管理委託の方式は、新しく施設を建て替える際でない限り取り入れられないのではないのか。</p>	<p>はい。次期施設を建設する場合には検討したいと思います。</p>
<p>○ 施設の整備工事計画について (1)</p> <p>現在の施設の耐用年数は、あとどのくらい残っているのか。</p>	<p>平成 29 年度から 15 年間で、平成 43 年度までは使用する予定です。</p>
<p>○ 施設の整備工事計画について (2)</p> <p>今後の施設の整備工事計画について、どのような取り組みを考えておられるか教えてください。</p>	<p>平成 29 年度からの 3 年間で国の補助金等を活用し、計画に基づいた基幹的設備の改良工事を予定しています。現状の施設の課題や損傷の度合い等を整理し、施工箇所を決定していくことになるかと思えます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (3)</p> <p>実質的に競争のない随意契約に近いような形でずっと推移してきているが、これを問題として認識しているのか。</p>	<p>工事の金額も大きく、随意契約した場合に入札よりも安価になるかどうかは、わかりません。設計自体は第3者に委託し、施工内容の品質は担保していますので、それに基づいて業者間で競争していただいた方が価格的にも市に有利になるのではないかと判断しています。</p>
<p>○ 工事の発注について (1)</p> <p>修繕維持計画が10年間の計画で立てられているとすれば、整備工事も10年間の長期契約の入札を行うということは可能か。</p>	<p>施設の運転状況で損傷箇所も計画と変わってきますし、新たに発生した緊急の修繕箇所を優先して工事するという事も出てきますので、長期的な計画自体が年を追って形が変わってくるということになり、それを見越して長期の契約というのは不可能だと思います。</p>
<p>○ 工事の発注について (2)</p> <p>修繕箇所等の判断については、施工プラントメーカーの関与は一切ないのか。</p>	<p>施工プラントメーカーの意見はもちろん、運転管理委託業者からの情報を踏まえて、第三者である別のコンサル業者に設計を委託しています。</p>
<p>○ 工事の発注について (3)</p> <p>修繕の要否の判断にあたり、例えば修繕時期の繰り上げ等、施工プラントメーカーが自社に有利な仕組みとなるようなリスクの排除について、市として何か担保されているのか。</p>	<p>第三者へ設計業務の委託を発注することにより、公平性を担保してもらった上で施工箇所を決定しています。また、予算の確保も大変厳しく、今年度これだけ修繕したいという箇所の全ての修繕ができないというのが実態です。</p>
<p>○ 工事の発注について (4)</p> <p>入札参加辞退の主な理由が技術者が不足していて配置ができないということだが、技術者の配置を含め業者が入札に参加できるように、長期的な修繕計画等の情報を事前に発表していくことも考えられるが、いかがか</p>	<p>新規の施設を建設する場合であれば十分可能ですし、検討したいとは思いますが、現状では数年先の施工箇所を決定するのは難しく、入札のスケジュールに合わせて施工箇所を決定し、告示するというかたちになりますので、その期間中に業者が参加について判断されることだと考えます。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 工事の発注について (5)</p> <p>毎年定期的に行わなければならない修繕を長期で契約し、それ以外の工事をスポットで対応するといことは不可能か。</p>	<p>毎年必ずやらなければならない箇所は耐火物等がありますが、工事を分割して行うということは、施設全体の運転への影響が出た場合、トラブルの原因の所在の問題も発生しますし、また分割により経費が高くなるという問題も可能性としてあると思われまますので、各年度毎にまとめて発注したほうが得策であると考えています。</p>
<p>○ 工事の発注について (意見)</p> <p>本案件は毎年度審議案件となっているが、入札制度的にはこのような形になると思うが、大局的に見たときに競争原理が働いておらず、現実との齟齬があると思うので、そのあたりをどう埋めていくかというのがこの会議の意味でもあり、また検討いただけたらと思います。</p>	<p>はい。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
<p>○ 履行遅滞について (1)</p> <p>履行遅滞の日数により指名停止期間はどのように違うのか。</p>	<p>遅延日数に応じて指名停止期間を定めており、2 箇月以上の履行遅滞で 3 箇月の指名停止、1 箇月以上 2 箇月未満の履行遅滞で 2 箇月の指名停止としています。</p>
<p>○ 履行遅滞について (2)</p> <p>半年近くの履行遅滞でも遅延日数が 2 箇月以上の区分が摘要され 3 箇月の指名停止となるのか。</p>	<p>はい。規定により、遅延日数が 2 箇月以上は全て同じ扱いになります。</p>
<p>○ 履行遅滞について (3)</p> <p>半年近くの履行遅滞でも、3 箇月の指名停止期間が終われば、何の区別もなく、また入札に参加できるのか。</p>	<p>はい。現在の市の規定としては遅延日数が 2 箇月以上の区分は設けていません。</p>

意見・質問	回 答 等
○ 履行遅滞について (4) 市が定めているルールなのか。	はい。要綱として市で定めていますが、京都府の指名停止の措置要綱を参考にし、ほぼ同じ内容としています。
○ 履行遅滞について (意見) もし可能であれば、特に市が重要な問題だと思われる場合、停止期間が延長できるなどの規定を設けておく方がいいかもしれません。	今後、そのあたりも勉強させていただきます。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。